委員会規程

(平成 23 年 11 月 13 日 改定)

(目的)

第1条 この規程は、定款第50条の規定に基づき、各種委員会(以下「委員会」という。)の 構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(種類と任務)

- 第2条 本会に次の常設委員会を置く。各委員会の任務は別に定める。
- (1) 研究・企画委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 溶射規格委員会
- (4) 溶射管理士資格委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 国際交流委員会
- (7) ISO規格委員会
- (8) 表彰委員会
- (9) 選挙管理委員会
- 2 上記常設委員会とは別に、特定の事項に対応する特別委員会を置くことができる。特別 委員会の運営に関しても、この規程を準用する。

(委員長及び副委員長)

- 第3条 委員会の委員長は、会員並びに学識経験者のうちから、理事会が選任し、会長が委嘱する。
- 2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。
- 3 委員会に副委員長を置いてもよい。副委員長は、会員並びに学識経験者のうちから、委員長が選任し、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代行する。

(委員)

- 第4条 委員会の委員は、会員並びに学識経験者のうちから、委員長が選任し、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。
- 2 委員は、3名以上25名以内とする。

(任期)

- 第5条 委員(委員長、副委員長を含む)の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとす る。

(会議)

- 第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が随時召集する。
- 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、 書面等により、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならな

V10

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 4 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。
- 5 委員会は、原則として、非公開とする。
- 6 委員長は、必要と認めたときは委員会に諮り、議事に関わる参考人の会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

- 第7条 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。
- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 第1項の議事録には、委員長及び互選により選出された議事録署名人2名が署名するものとする。

(事務局)

- 第8条 委員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。
- 2 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らして はならない。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- この規程は、平成23年1月1日から施行する。
- この規程は、平成23年11月13日から施行する。